

平成二十七年経済産業省令第五十七号

電気事業法等の一部を改正する法律附則第九條第一項の規定に基づき一般電気事業者が定める託送供給等約款で設定する託送供給等約款料金の算定に関する省令

- 第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 原価等の算定等(第三条―第八条)
第三章 基準託送供給料金の設定等(第九条―第二十五条)
第四章 インバランス料金の設定(第二十六条―第二十八条)
第五章 離島供給に係る燃料費調整制度(第二十九条)

第一章 総則

第一条 この省令において使用する用語は、電気事業法等の一部を改正する法律(以下「平成二十六年改正法」という。)第一条の規定による改正後の電気事業法(昭和三十九年法律第七十号。以下「新電気事業法」という。)及び電源線に係る費用に関する省令(平成十六年経済産業省令第十九号。第八条において「電源線省令」という。)において使用する用語の例による。

2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1 「基準託送供給料金」とは、平成二十六年改正法附則第九條第一項の規定により定めようとする託送供給等約款で設定する料金(以下「託送供給等約款料金」という。)のうち一般送配電事業者が維持し、及び運用する電線路を介することに係るものをいう。

2 「インバランス料金」とは、託送供給等約款料金のうち、次に掲げるものをいう。イ 一般送配電事業者が小売供給を行う事業を営む他の者から受電した電気の量と当該他の者のその小売供給を行う事業の用に供するための電気の量に相当する電気の量との三十分を単位とした差について、当該一

般送配電事業者が接続供給において行う当該他の者に対する電気の供給又は当該他の者からの電気の買取りに係る料金の一キロワット時当たりの単価

ロ 一般送配電事業者が非電気事業用電気工作物を維持し、及び運用する他の者から受電した当該非電気事業用電気工作物の発電に係る電気の量と当該他の者があらかじめ申し出た電気の量との三十分を単位とした差について、当該一般送配電事業者が接続供給において行う当該他の者に対する電気の供給又は当該他の者からの電気の買取りに係る料金の一キロワット時当たりの単価

ハ 一般送配電事業者が発電用の電気工作物を維持し、及び運用する他の者から受電した当該発電用の電気工作物の発電に係る電気の量と当該他の者があらかじめ申し出た電気の量との三十分を単位とした差について、当該一般送配電事業者が発電量調整供給において行う当該他の者に対する電気の供給又は当該他の者からの電気の買取りに係る料金の一キロワット時当たりの単価

三 「低圧需要」とは、原則として、单相又は三相により標準電圧百ボルト又は二百ボルトで電気の供給を受ける需要をいう。

四 「高圧需要」とは、原則として、三相により標準電圧六千ボルトで電気の供給を受ける需要をいう。

五 「特別高圧需要」とは、三相により標準電圧が七千ボルトを超えるもので電気の供給を受ける需要をいう。

六 「二需要種別」とは、低圧需要及び高圧需要をいう。

七 「三需要種別」とは、低圧需要、高圧需要及び特別高圧需要をいう。

3 特定供給者(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成二十三年法律第八号。以下「再エネ特措法」という。))第三条第二項に規定する特定供給者をいう。以下同じ。)の求めに応じて、一般送配電事業者又は当該特定供給者と特定契約(再エネ特措法第四条第一項に規定する特定契約をいう。)を締結している小売電気事業者若しくは登録特定送配電事業者が当該特定供給者が維持し、及び運用する認定発電設備(再エネ特措法第三条第二項に規定する認定発電設備をいう。))の発電に係る電気

の量の見込みを設定しているときは、その設定された電気の量の見込みは、当該特定供給者が一般送配電事業者に対してあらかじめ申し出た電気の量とみなす。

(託送供給等約款料金)

第二章 原価等の算定等

第一条 平成二十六年改正法附則第九條第一項に規定する一般電気事業者(以下単に「一般電気事業者」という。)は、託送供給等約款料金を算定しようとするときは、四月一日又は十月一日を始期とする一年間を単位とした将来の合理的な期間(以下「原価算定期間」という。)を定め、当該原価算定期間において一般送配電事業者等(一般送配電事業者及び発電事業者(その一般送配電事業者(最終保障供給を行う事業を除く。))の用に供するための電気を発電するものに限る。)をいう。以下同じ。)を運営するに当たって必要である見込まれる原価に利潤を加えて得た額(以下「原価等」という。)を算定しなければならない。

2 原価等は、次条の規定により算定される営業費、第五条の規定により算定される事業報酬及び第六条の規定により算定される追加事業報酬の合計額から第七条の規定により算定される控除収益の額を控除して得た額とする。(営業費の算定)

第四条 一般電気事業者は、営業費として、役員給与、給料手当、給料手当振替額(貸方)、退職給与金、厚生費、委託検針費、委託集金費、雑給、燃料費、廃棄物処理費、消耗品費(その一般送配電事業者を行うために当該一般電気事業者が使用する電気に係る費用を含む。以下同じ。)、修繕費、水利使用料、補償費、賃借料、託送料、事業者間精算費、委託費、損害保険料、普及開発関係費、養成費、研究費、諸費、貸倒損、固定資産税、雑税、減価償却費、固定資産除却費、共有設備費等分担額、共有設備費等分担額(貸方)、地帯間購入電源費、地帯間購入送電費、他社購入電源費(再エネ特措法第八条第一項の交付金に相当する額からこれに係る事業費に相当する額を控除して得た額(以下「再エネ特措法交付金相当額」という。))を除く。)、他社購入送電費、振替損失調整額(一般送配電事業者の供給区域内において小売電気事

業、一般送配電事業者及び特定送配電事業の用に供するための電気並びに新電気事業法第二条第一項第五号ロに掲げる接続供給に係る電気であつて、当該一般送配電事業者の供給区域以外地域において維持し、及び運用されている発電用の電気工作物の発電に係るものを当該一般送配電事業者が発電する場合に発生する振替損失電力量の調整に要する費用をいう。以下同じ。)

2 一般電気事業者(平成十七年度前に特定実用発電用原子炉(原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律(平成十七年法律第四十八号)第二条第五項に規定する特定実用発電用原子炉をいう。以下同じ。))を用いて発電事業に相当する事業を営んでいた一般電気事業者及び同年度前に特定実用発電用原子炉を用いて発電事業に相当する事業を営んでいた他の者との間で当該特定実用発電用原子炉の運転の開始の日から平成十七年三月三十一日までの間の運転に伴つて生じた使用済燃料(同条第一項に規定する使用済燃料をいう。)の再処理等(同条第四項に規定する再処理等をいう。)に要する費用(以下「過去の使用済燃料に係る費用」という。))を当該一般電気事業者が支払う旨の契約を締結している一般電気事業者に限る。)は、前項の規定により算定した合計額のほか、営業費として、使用済燃料再処理等既発電費(当該他の者の使用済燃料再処理等既発電費を含み、平成十七年度から平成三十一年度までの各事業年度において分割して行われる積立てに係る利息に相当する額を除く。以下同じ。)の額を算定しなければならない。

3 一般電気事業者は、前二項に規定する営業費項目について、様式第一第一表及び様式第二第一表により、営業費総括表及び営業費明細表を作成しなければならない。

4 次の各号に掲げる営業費項目の額は、別表第一第一表により分類し、それぞれ当該各号に定める方法により算定した額とする。一 役員給与、給料手当、給料手当振替額(貸方)、退職給与金、厚生費、委託検針費、委

託集金費及び雑給 実績値及び平成二十六年改正法第一条の規定による改正前の電気事業法（附則第三条において「旧電気事業法」という。）第二十九条の規定による届出をした供給計画（以下単に「供給計画」という。）等を基に算定した額の原価算定期間における合計額

二 燃料費 火力燃料費（汽力燃料費及び内燃力燃料費をいう。）及び新エネルギー等燃料費の合計額であつて、供給計画等を基に算定した数量に時価等を基に算定した単価を乗じて得た額の原価算定期間における合計額

三 使用済燃料再処理等既発電費、廃棄物処理費、消耗品費、補償費、賃借料、託送料、事業者間精算費、委託費、損害保険料、普及開発関係費、養成費、研究費、諸費、貸倒損、固定資産除却費、共有設備費等分担額、共有設備費等分担額（貸方）、振替損失調整額、開発費、開発費償却、電力費振替勘定（貸方）、株式交付費及び社債発行費 実績値及び供給計画等を基に算定した額の原価算定期間における合計額

四 修繕費 普通修繕費及び取替修繕費の合計額であつて、実績値及び供給計画等を基に算定した額の原価算定期間における合計額

五 水利使用料 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）の定めるところにより算定した流水占用料等の額の原価算定期間における合計額

六 減価償却費 供給計画等を基に、電気事業固定資産（共用固定資産（附帯事業に係るものに限る。）、貸付設備その他の電気事業固定資産の設備のうち適当でないもの及び工事費負担金（貸方）を除く。）の帳簿価額及び帳簿原価について、それぞれ定率法及び定額法（法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）に定める耐用年数及び残存価額を用いるものとする。以下この号において同じ。）により算定した額（取替資産の減価償却費にあつては、その取替資産の帳簿原価の百分の五十に達するまで、定率法及び定額法により算定した額）の原価算定期間における合計額

七 固定資産税、雑税、電源開発促進税及び事業税 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）、電源開発促進税法（昭和四十九年法律第七十九号）その他の税に関する法律の定めるところにより算定した額の原価算定期間における合計額

八 地帯間購入電源費、地帯間購入送電費、他社購入電源費（再エネ特措法交付金相当額を除く。）及び他社購入送電費 供給計画等を基に算定した額の原価算定期間における合計額

九 建設分担関連費振替額（貸方）及び附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方） 実績値及び供給計画等を基に算定した額の原価算定期間における合計額

十 株式交付費償却及び社債発行費償却 交付費及び発行費を三年間均等償却するものとして算定した額の原価算定期間における合計額

十一 法人税等 発行済株式（自己株式を除く。）の数及び一株当たりの配当金額を基に算定した配当金並びに会社法（平成十七年法律第八十六号）の定めるところにより算定した利益準備金を基に法人税法（昭和四十年法律第三十四号）、地方税法（平成二十六年法律第十一号）及び地方税法（道府県民税及び市町村民税の法人税制に限る。）の定めるところにより算定した額の原価算定期間における合計額

第五条（事業報酬の算定）  
一般電気事業者は、事業報酬として、電気事業報酬の額を算定し、様式第一第二表及び様式第二第二表により、事業報酬総括表及び事業報酬明細表を作成しなければならない。

2 電気事業報酬の額は、別表第一第一表により分類し、特定固定資産、建設中の資産、特定投資、運転資本及び繰延償却資産であつて一般送配電事業等に係るもの（以下「レポートベース」という。）の額の合計額に、第四項の規定により算定される報酬率を乗じて得た額とする。

3 次の各号に掲げるレポートベースの額は、別表第一第二表により分類し、それぞれ当該各号に定める方法により算定した額とする。

一 特定固定資産 電気事業固定資産（共用固定資産（附帯事業に係るものに限る。）、貸付設備その他の電気事業固定資産の設備のうち適当でないもの及び工事費負担金（貸方）を除く。）であつて一般送配電事業等に係るもの事業年度における平均帳簿価額を基に算定した額の原価算定期間における合計額

二 建設中の資産 建設仮勘定であつて一般送配電事業等に係るもの事業年度における平均帳簿価額（資産除去債務相当資産を除く。）から建設中利子相当額及び工事費負担金相当

額であつて一般送配電事業等に係るものを控除して得た額に百分の五十を乗じて得た額の原価算定期間における合計額

三 特定投資 長期投資（エネルギーの安定的確保を図るための研究開発等を目的とした投資であつて、一般送配電事業等の能率的な経営のために必要かつ有効であると認められるものに限る。）の事業年度における平均帳簿価額を基に算定した額の原価算定期間における合計額

四 運転資本 営業資本の額（前条第一項及び第二項に規定する営業費項目の額の合計額から、退職給与金のうちの引当金純増額、諸費（排出クレジットの自社使用に係る償却額に限る。）、貸倒損のうちの引当金純増額、固定資産税、雑税、減価償却費（リース資産及び資産除去債務相当資産に係るものを除く。）、固定資産除却費のうちの除却損、電源開発促進税、事業税、開発費償却、株式交付費償却、社債発行費償却及び法人税等であつて一般送配電事業等に係るもの並びに第七條第一項及び第二項に規定する控除収益項目の額の合計額を控除して得た額に、十二分の一・五を乗じて得た額をいう。）及び貯蔵品の額

（火力燃料貯蔵品、新エネルギー等貯蔵品その他の貯蔵品であつて一般送配電事業等に係るもの年間払出額に、原則として十二分の一・五を乗じて得た額をいう。）を基に算定した額の原価算定期間における合計額

五 繰延償却資産 繰延資産（株式交付費、社債発行費及び開発費であつて一般送配電事業等に係るものに限る。）の事業年度における平均帳簿価額を基に算定した額の原価算定期間における合計額

4 報酬率は、次の各号に定める方法により算定した自己資本報酬率及び他人資本報酬率を、三十対七十で加重平均した率とする。

一 自己資本報酬率 全ての一般電気事業者を除く全産業の自己資本利益率の実績率に相当する値を上限とし、国債、地方債等公社債の利回りの実績率を下限として算定した値（全ての一般電気事業者を除く全産業の自己資本利益率の実績率に相当する値が国債、地方債等公社債の利回りの実績率を下回る場合にあっては、当該国債、地方債等公社債の利回りの実績率）を基に算定した値

二 他人資本報酬率 直近の一定期間における国債、地方債等公社債の利回りの実績率に、

過去の一定期間における全ての一般電気事業者の有利子負債額の実績率に於いて当該有利子負債額の実績率に係る利率の実績率から当該期間における国債、地方債等公社債の利回りの実績率を控除して得た値を加重平均して算定した値を加えて得た値

（追加事業報酬の算定）

第六条 一般電気事業者は、追加事業報酬の額を算定し、様式第一第三表及び様式第二第三表により、追加事業報酬総括表及び追加事業報酬明細表を作成しなければならない。

2 追加事業報酬の額は、第四項の規定により算定される連系設備特別報酬額から第五項の規定により事業者が定める還元額及び第六項の規定により算定される内部留保相当額控除額の合計額を控除して得た額とする。

3 一般電気事業者は、連系設備特別報酬対象額（レポートベースのうち、会社間連系線（常時電氣的に接続されているものに限る。）に係る設備（会社間の連系に用いることを目的として設置される設備であつて、会社間の連系に用いる送電容量に相当する部分に限る。以下「連系設備」という。）及び連系設備の設置に伴い設置される設備（以下「関連周辺設備」という。）の原価算定期間における平均帳簿価額を基に算定した額（建設中のものにあつては、その建設仮勘定の原価算定期間における平均帳簿価額から建設中利子相当額及び工事費負担金相当額を控除して得た額に百分の五十を乗じて得た額）の合計額をいう。以下同じ。）を算定し、様式第二第四表により、連系設備特別報酬対象額明細表を作成しなければならない。

4 連系設備特別報酬額は、前項の規定により算定された連系設備特別報酬対象額に前条第四項の規定により算定された報酬率を乗じて得た額に百分の五十を乗じて得た額とする。

5 還元額は、電気事業託送供給等収支計算規則（平成十八年経済産業省令第二号。以下この条において「託送収支規則」という。）の規定により公表した最近の一定水準超過額にから効率化比率（託送収支規則の規定により公表した最近の当期乖離額累積額の当期超過利潤累積額に占める割合に百分の五十を乗じて得た値（当該値が一を上回る場合にあっては一、当該当期乖離額累積額が零を下回る場合にあっては零とする。）をいう。）を控除して得た値を乗じて得た額と託送収支規則の規定により公表した最

近の還元義務額残高の合計額を五で除して得た額に原価算定期間の年数を乗じて得た額（当該額が前条第一項の規定により算定された電気事業報酬の額を超える場合にあっては、当該電気事業報酬の額）を下回らない額であつて、一般電気事業者が定める額とする。

6 内部留保相当額控除額は、託送収支規則の規定により公表した最近の当期内部留保相当額から前項の規定により一般電気事業者が定めた額を原価算定期間の年数で除して得た額に百分の五十を乗じて得た額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合にあっては、零）に前条第四項の規定により算定された報酬率を乗じて得た額に原価算定期間の年数を乗じて得た額とする。

#### （控除収益の算定）

第七条 一般電気事業者は、控除収益として、遅収加算料金、地帯間販売電源料、地帯間販売送電料、託送収益（接続供給託送収益を除く。以下同じ。）、事業者間精算収益、電灯料（基準託送供給料金に相当する額を除く。）、電力料（基準託送供給料金に相当する額を除く。）、電気事業雑収益及び預金利息であつて一般送配電事業等に係るものの額の合計額を算定しなければならない。

2 一般電気事業者（平成十七年度前に特定実用発電用原子炉を用いて発電事業に相当する事業を営んでいた一般電気事業者に限る。）は、前項の規定により算定した合計額のほか、控除収益として、他社販売電源料（過去の使用済燃料に係る費用に相当する収益（以下「過去の使用済燃料に係る収益」という。）に限る。）の額を算定しなければならない。

3 一般電気事業者は、前二項に規定する控除収益項目について、様式第一第四表及び様式第二第五表により、控除収益総括表及び控除収益明細表を作成しなければならない。

4 第一項及び第二項に規定する控除収益項目の額は、別表第一第一表により分類し、実績値及び供給計画等を基に算定した額の原価算定期間における合計額とする。

#### （原価等の整理）

第八条 一般電気事業者は、第四条第一項及び第二項に規定する営業費項目、第五条第一項に規定する電気事業報酬及び前条第一項及び第二項に規定する控除収益項目（以下「期間原価等項目」という。）のうち、役員給与、給料手当、

給料手当振替額（貸方）、退職給与金、厚生費、委託検針費、委託集金費、雑給、燃料費、廃棄物処理費、消耗品費、修繕費、水利使用料、補償費、賃借料、託送料、事業者間精算費、委託費、損害保険料、普及開発関係費、養成費、研究費、諸費、貸倒損、固定資産税、雑税、減価償却費、固定資産除却費、共有設備費等分担額、共有設備費等分担額（貸方）、建設分担額、連費振替額（貸方）、附帯事業営業費用分担額、連費振替額（貸方）、開発費、開発費償却、株式交付費、株式交付費償却、社債発行費、社債発行費償却及び法人税等並びに電気事業報酬（以下「基礎原価等項目」という。）として第四條又は第五条の規定により算定された額を、基礎原価等項目ごとに、発生の主な原因に応じ、次の各号に掲げる部門に配分することにより整理しなければならない。ただし、第四条の規定により減価償却費として算定された額のうち電源線に係るもの並びに託送料として算定された額のうち電源線に係る減価償却費に相当する額及び電気事業報酬に相当する額（以下「電源線に係る費用」という。）については、電源線省令の規定に準じて配分することにより整理しなければならない。

一 水力発電費

二 火力発電費（火力発電費及び内燃力発電費をいう。以下同じ。）

三 新エネルギー等発電費

四 送電費

五 変電費

六 配電費

七 販売費

八 一般管理費等（一般管理費、開発費、開発費償却、株式交付費、株式交付費償却、社債発行費、社債発行費償却、法人税等及び電気事業報酬をいう。以下同じ。）

2 一般電気事業者は、前項の規定により同項第八号に掲げる部門に整理された基礎原価等項目を、別表第二第一表及び第二表に規定する基準により、同項第一号から第七号までに掲げる部門にそれぞれ配分することにより整理しなければならない。ただし、第五条の規定により電気事業報酬として算定された額のうち電源線に係るものについては、電源線省令の規定に準じて配分することにより整理しなければならない。

3 一般電気事業者は、前項本文の整理を行う場合において、一般電気事業者の実情に応じた基

準により配分することが適当である場合であつて、あらかじめ、当該基準を経済産業大臣に届け出たときは、同項本文の規定にかかわらず、当該基準により配分することにより整理することができる。当該基準の届出があつた場合には、経済産業大臣は、これを公表しなければならない。

4 一般電気事業者は、第一次整理原価として、第一項の規定により同項第一号から第七号までに掲げる部門に整理された基礎原価等項目及び第二項又は前項の規定により第一項第一号から第七号までに掲げる部門にそれぞれ整理された基礎原価等項目を合計することにより、様式第三により、七部門整理表を作成しなければならない。

#### 第三章 基準託送供給料金の設定等

（基準託送供給料金に係る原価等の整理）

第九条 一般電気事業者は、前条第四項の規定により七部門に整理された第一次整理原価を、次の各号に掲げる方法により整理しなければならない。

一 水力発電費、火力発電費及び新エネルギー等発電費の部門の第一次整理原価を、それぞれ、基礎原価等項目ごとに、発生の主な原因に応じ、離島供給に係る第一次整理原価（第三項において「離島供給費」という。）並びに電気の周波数の値の維持、第一条第二項第二号イからハまでに規定する電気の供給、送配電設備の事故等が生じた場合においても電気の安定供給を確保するために行う電気の潮流の調整及び揚水式発電設備における揚水運転、電気の電圧の値の維持並びにその発電設備以外の発電設備の発電に係る電気を受電することなく発電することができ発電設備の維持（以下「電気の周波数の値の維持等」という。）であつて新電気事業法第二条第一項第八号イに規定する離島（以下単に「離島」という。）以外の供給区域に係るものに係る第一次整理原価（以下「アンシラリーサービス費」という。）に配分することにより整理しなければならない。

二 変電費の部門の第一次整理原価を、基礎原価等項目ごとに、別表第二第一表及び第二表に規定する基準により、三需要種別のいずれにも応じて使用される変電設備に係る第一次整理原価（以下「受電用変電サービス費」という。）及び当該変電設備以外の変電設備に

係る第一次整理原価（以下「配電用変電サービス費」という。）に配分することにより整理しなければならない。

三 配電費の部門の第一次整理原価を、基礎原価等項目ごとに、発生の主な原因に応じ、引込線、計器、電流制限器及び屋内配線の調査及び測定、検針、測定並びに集金に係る第一次整理原価（以下「需要家費」という。）並びに需要家費以外の第一次整理原価に配分することにより整理しなければならない。

四 前号の規定により整理された需要家費以外の第一次整理原価を、基礎原価等項目ごとに、低圧配電設備の建設費及び高圧配電設備の建設費の比率により、低圧需要のみに応じて使用される配電設備に係る第一次整理原価（以下「低圧配電費」という。）及び当該配電設備以外の配電設備に係る第一次整理原価（以下「高圧配電費」という。）に配分することにより整理しなければならない。

五 販売費の部門の第一次整理原価を、基礎原価等項目ごとに、別表第二第一表及び第二表に規定する基準により、給電設備に係る第一次整理原価（以下「給電費」という。）、需要家費及びその他販売費（以下「一般販売費」という。）に配分することにより整理しなければならない。

2 一般電気事業者は、前項の整理を行う場合において、一般電気事業者の実情に応じた基準により配分することが適当である場合であつて、あらかじめ、当該基準を経済産業大臣に届け出たときは、同項の規定にかかわらず、当該基準により配分することにより整理することができる。当該基準の届出があつた場合には、経済産業大臣は、これを公表しなければならない。

3 一般電気事業者は、期間原価等項目のうち、購入販売電源項目（地帯間購入電源費、地帯間購入送電費（電源線に係る費用に限る。）、他社購入電源費（再エネ特措法交付金相当額を除く。）、他社購入送電費（電源線に係る費用に限る。）、地帯間販売電源料及び地帯間販売送電料（電源線に係る費用に相当する収益（以下「電源線に係る収益」という。）に限る。）をいう。以下同じ。）として、第四条又は第七条の規定により算定された額を、発生の主な原因に応じ、離島供給費及びアンシラリーサービス費に配分することにより整理し、第二次整理原価として、これらの額に第一項第一号又は前項の規

定により離島供給費及びアンシラリーサービスに整理された第一整理原価をそれぞれ加えて得た額を、基礎原価等項目及び購入販売電源項目ごとに、総離島供給費及び総アンシラリーサービスに整理しなければならぬ。

4 一般電気事業者は、期間原価等項目のうち、購入販売送電項目（地帯間購入送電費（電源線に係る費用を除く。）、他社購入送電費（電源線に係る費用を除く。）、及び地帯間販売送電料（電源線に係る収益を除く。）、をいう。以下同じ。）、として、第四条又は第七条の規定により算定された額を送電費に整理し、第二次整理原価として、当該額に前条第四項の規定により送電費に整理された第一整理原価を加えて得た額を、基礎原価等項目及び購入販売送電項目ごとに、総送電費に整理しなければならぬ。

第十条 一般電気事業者は、送配電関連費として、基礎原価等項目、購入販売電源項目及び購入販売送電項目ごとに、前条第三項の規定により総離島供給費及び総アンシラリーサービスに整理された第二次整理原価、同条第四項の規定により総送電費に整理された第二次整理原価、同条第一項第二号又は第二項の規定により配電用変電サービス費及び配電用変電サービス費に整理された第一整理原価、同条第一項第四号又は第二項の規定により低圧配電費及び高圧配電費に整理された第一整理原価、同条第一項第三号及び第五号又は第二項の規定により需要家費に整理された第一整理原価、同条第一項第五号又は第二項の規定により給電費に整理された第一整理原価並びに同条第一項第五号又は第二項の規定により一般販売費に整理された第一整理原価を整理し、様式第四号により、送配電関連費整理表を作成しなければならぬ。

第十一条 一般電気事業者は、前条の規定により整理された送配電関連費（需要家費及び一般販売費を除く。以下この項において同じ。）、を、基礎原価等項目、購入販売電源項目及び購入販売送電項目ごとに、次の各号に掲げる基準により、販売電力量にかかわらず必要な送配電関連費（以下「送配電関連固定費」という。）、及び販売電力量によって変動する送配電関連費（以下「送配電関連可変費」という。）に配分することにより整理し、需要家費と併せて、様式第五号により、送配電関連費明細表を作成しなければならぬ。

- 一 役員給与（総離島供給費及び総アンシラリーサービス費であつて、大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第三項に規定するばい煙処理施設に係る送配電関連費（以下この項において「環境対策費」という。）を除く。）、退職給与金（環境対策費を除く。）、厚生費（環境対策費を除く。）、水利使用料、補償費（環境対策費を除く。）、賃借料（環境対策費を除く。）、普及開発関係費（環境対策費を除く。）、研究費（環境対策費を除く。）、固定資産除却費（環境対策費を除く。）、減価償却費（環境対策費を除く。）、共有設備費等分担額（環境対策費を除く。）、開発費（環境対策費を除く。）、開発費償却（環境対策費を除く。）、株式交付費（環境対策費を除く。）、株式交付費償却（環境対策費を除く。）、社債発行費（環境対策費を除く。）、法人税等（環境対策費を除く。）、及び電気事業報酬（環境対策費を除く。）にあつては、送配電関連固定費
- 二 給料手当（環境対策費を除く。）、給料手当振替額（貸方）（環境対策費を除く。）、雑給（環境対策費を除く。）、修繕費（環境対策費を除く。）、送料、事業者間精算費、委託費（環境対策費を除く。）、養成費（環境対策費を除く。）、諸費（環境対策費を除く。）、地帯間購入電源費、地帯間購入送電費、他社購入電源費（再エネ特措法交付金相当額を除く。）、他社購入送電費、建設分担関連費振替額（貸方）（環境対策費を除く。）、附帯事業営業費用分担費振替額（貸方）（環境対策費を除く。）、地帯間販売電源料及び地帯間販売送電料にあつては、送配電関連固定費又は送配電関連可変費
- 三 役員給与（環境対策費に限る。）、給料手当（環境対策費に限る。）、給料手当振替額（貸方）（環境対策費に限る。）、退職給与金（環境対策費に限る。）、厚生費（環境対策費に限る。）、雑給（環境対策費に限る。）、燃料費、廃棄物処理費、消耗品費（環境対策費に限る。）、修繕費（環境対策費に限る。）、補償費（環境対策費に限る。）、賃借料（環境対策費に限る。）、委託費（環境対策費に限る。）、普及開発関係費（環境対策費に限る。）、養成費（環境対策費に限る。）、研究費（環境対策費に限る。）、諸費（環境対策費に限る。）、固定資産除却費（環境対策費に限る。）、減価償却費（環境対策費に限る。）、共有設備費等分担額（環境対策費に限る。）、共有設備費等分担額（貸方）（環境対策費に限る。）、建設分担関連費振替額（貸方）（環境対策費に限る。）、開発費（環境対策費に限る。）、開発費償却（環境対策費に限る。）、株式交付費（環境対策費に限る。）、株式交付費償却（環境対策費に限る。）、社債発行費（環境対策費に限る。）、法人税等（環境対策費に限る。）、及び電気事業報酬（環境対策費に限る。）にあつては、送配電関連可変費

2 一般電気事業者は、前項第二号に掲げる基準について、当該一般電気事業者の实情に応じた基準を定め、あらかじめ、当該基準を経済産業大臣に届け出なければならぬ。当該基準の届出があつた場合には、経済産業大臣は、これを公表しなければならぬ。

3 一般電気事業者は、第一項の整理を行う場合において、一般電気事業者の实情に応じた基準により配分することが適当である場合であつて、あらかじめ、当該基準を経済産業大臣に届けたときは、同項（第一号及び第三号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、当該基準により配分することにより整理することができる。当該基準の届出があつた場合には、経済産業大臣は、これを公表しなければならぬ。

第十二条 一般電気事業者は、送配電関連需要（当該一般電気事業者が自ら電気の供給を行う場合の需要をいう。以下同じ。）について、原価算定期間における次の各号に掲げる値を、三需要種別（第二号に掲げる値にあつては、二需要種別）ごとに、供給計画等を基に算定しなければならぬ。

- 一 最重負荷日の最大需要電力の平均値（以下「最大電力」という。）
- 二 月ごとの契約電力を合計して得た値（以下「契約電力」という。）

三 四月一日から九月三十日までの期間の最重負荷日の最大尖頭負荷時における需要電力の平均値（第四項第三号において「夏期尖頭時責任電力」という。）

四 十月一日から翌年三月三十一日までの期間の最重負荷日の最大尖頭負荷時における需要電力の平均値（第四項第四号において「冬期尖頭時責任電力」という。）

五 その電気を供給する事業の用に供するため一般電気事業者が発電する電気の量及び他の者から受電する電気の量を合計して得た値から当該一般電気事業者がその一般送配電事業等を行うために使用する電気の量を控除して得た値の平均値（以下「発受電量」という。）

六 月ごとの契約口数を合計して得た値（以下「口数」という。）

七 販売電力量

2 一般電気事業者は、第四項又は第六項の算定を行う場合において、一般電気事業者の实情に応じた値により算定することが適当である場合であつて、あらかじめ、当該値を経済産業大臣に届け出たときは、第四項又は第六項の規定にかかわらず、当該値により算定することができる。当該値の届出があつた場合には、経済産業大臣は、これを公表しなければならぬ。

3 一般電気事業者は、第一項の規定により算定された値又は前項前段の値を基に、様式第六号により、送配電関連需要明細表を作成しなければならぬ。

- 4 一般電気事業者は、送配電関連需要について、第一項の規定により算定された値を基に、次の各号に掲げる割合を算定しなければならぬ。
  - 一 三需要種別ごとの最大電力の当該最大電力を合計して得た値に占める割合
  - 二 二需要種別ごとの延契約電力の当該延契約電力を合計して得た値に占める割合
  - 三 三需要種別ごとの夏期尖頭時責任電力の当該夏期尖頭時責任電力を合計して得た値に占める割合
  - 四 三需要種別ごとの冬期尖頭時責任電力の当該冬期尖頭時責任電力を合計して得た値に占める割合
  - 五 三需要種別ごとの発受電量の当該発受電量を合計して得た値に占める割合

六 二需要種別ごとの発受電量の当該発受電量を合計して得た値に占める割合

5 一般電気事業者は、送配電関連需要について、前項各号に掲げる割合を基に、次の各号に掲げる値を算定しなければならない。

一 三需要種別ごとに、前項第一号に掲げる割合に二を、同項第三号に掲げる割合に〇・五を、同項第四号に掲げる割合に〇・五を、同項第五号に掲げる割合に一をそれぞれ乗じて得た値を合計して得た値を、四で除して得た値

二 二需要種別ごとに、前項第二号に掲げる割合に二を、同項第六号に掲げる割合に一をそれぞれ乗じて得た値を合計して得た値を、三で除して得た値

6 一般電気事業者は、送配電関連需要について、第一項第六号又は第七号に掲げる値を基に、次の各号に掲げる割合を算定しなければならない。

一 三需要種別ごとの口数の当該口数を合計して得た値に占める割合

二 三需要種別ごとの販売電力量の当該販売電力量を合計して得た値に占める割合

(需要家費等の整理)

第十三条 一般電気事業者は、第十条の規定により整理された需要家費の合計額並びに第十一条第一項又は第三項の規定により整理された送配電関連可変費の合計額を、それぞれ、次項に定めるところにより、三需要種別ごとの送配電関連費に配分することにより整理しなければならない。

変電サービス費及び高压配電費定により算出された送配電関連固定費の算定された値

三 第十一号第一項又は第三項低圧需要の規定により整理された低圧配みに百分の電費の送配電関連固定費の合計百の割合

四 第十一号第一項又は第三項前条第四項固有の規定により整理された送配電関連固定費の算定された値を、送配電関連固定費の合計額に占める割合

五 第十一号第一項又は第三項前条第四項固有の規定により整理された配電用第六号の規定に、送配電関連可変費の算定された値を、送配電関連可変費の合計額に占める割合

六 第十一号第一項又は第三項前条第四項固有の規定により整理された配電用第六号の規定に、送配電関連可変費の算定された値を、送配電関連可変費の合計額に占める割合

七 第十条の規定により整理された需要家費の合計額

第十四条 一般電気事業者は、期間原価等項目のうち、第四条の規定により電源開発促進税として算定された額を送配電関連可変費に整理しなければならない。

2 一般電気事業者は、前項の規定により整理された送配電関連可変費の額を、第十二条第六項第二号の規定により算定された割合により、三需要種別それぞれに係るものに配分し、追加可変費に整理しなければならない。

第十五条 一般電気事業者は、期間原価等項目のうち、第四条又は第七条の規定により使用済燃料再処理等既発電費及び他社販売電源料(過去の使用済燃料に係る収益に限る。)として算定された額の合計額を送配電関連可変費に整理しなければならない。

2 一般電気事業者は、前項の規定により整理された送配電関連可変費の額を、第十二条第四項第五号の規定により算定された割合により、三需要種別それぞれに係るものに配分し、追加可変費に整理しなければならない。

第十六条 一般電気事業者は、期間原価等項目のうち、第七条の規定により託送収益(電源線に係る収益を除く。)、事業者間精算収益、電灯料(離島供給に係るものに限る。)、基準託送供給料金に相当する額を除く。)及び電力料(離島供給に係るものに限る。、基準託送供給料金に相当する額を除く。)として算定された額を送配電関連費に整理しなければならない。

2 一般電気事業者は、前項の規定により整理された送配電関連可変費を、当該一般電気事業者の実情に応じて設定した基準であつて、あらかじめ経済産業大臣に届け出た基準により、送配電関連固定費、送配電関連可変費又は需要家費に配分することにより整理しなければならない。当該基準の届出があつた場合には、経済産業大臣は、これを公表しなければならない。

3 一般電気事業者は、次の表の上欄に掲げる送配電関連費の額を、同表の中欄に掲げる値又は割合により、三需要種別それぞれに係るものに配分し、同表の下欄に掲げる区分に整理しなければならない。

一 前項の規定により第十二条第五項第一追加整理された送配電号の規定により算定固定費の額	された値	固定費
二 前項の規定により第十二条第四項第五追加整理された送配電号の規定により算定可変費の額	された割合	可変費
三 前項の規定により第十二条第六項第一追加整理された需要家号の規定により算定需要費の額	された割合	需要家費

第十七条 一般電気事業者は、期間原価等項目のうち、第四条の規定により振替損失調整額として算定された額を送配電関連可変費に整理しなければならない。

2 一般電気事業者は、前項の規定により整理された送配電関連可変費を、第十二条第四項第五号の規定により算定された割合により、三需要種別それぞれに係るものに配分し、追加可変費として整理しなければならない。

第十八条 一般電気事業者は、送配電関連固定費、送配電関連可変費及び需要家費として、第十条の規定により送配電関連費に整理された一般販売費を、第十三条の規定により整理された送配電関連固定費の合計額、送配電関連可変費の合計額及び需要家費の合計額のこれらの合計額に占める割合により、配分することにより整理しなければならない。

2 一般電気事業者は、次の表の上欄に掲げる送配電関連費の額を、同表の中欄に掲げる割合により、三需要種別それぞれに係るものに配分し、同表の下欄に掲げる区分に整理しなければならない。

一 前項の規第十三条の規定により整理追加された送配電配電関連固定費の当該送配電関連固定費の電関連固定費の合計額に占める割合	一 前項の規第十三条の規定により整理追加された送配電配電関連固定費の当該送配電関連固定費の電関連固定費の合計額に占める割合
二 前項の規第十三条の規定により整理追加された送配電配電関連可変費の当該送配電関連可変費の電関連可変費の合計額に占める割合	二 前項の規第十三条の規定により整理追加された送配電配電関連可変費の当該送配電関連可変費の電関連可変費の合計額に占める割合
三 前項の規第十三条の規定により整理追加された需要家費の当該需要家費の合家費の合計額に占める割合	三 前項の規第十三条から前条までの規定追加された送配電配電関連可変費の当該送配電関連可変費の合家費の合計額に占める割合

第十九条 一般電気事業者は、期間原価等項目のうち、第七条の規定により電気事業雑収益として算定された額のうち、系統接続に係る検討に際して発生する検討料(自らが行う電気の供給(一般送配電事業等に係るものを除く。以下この項において同じ。)に係る当該検討料に相当する額を含む。)に係る収益(以下「接続検討料収益」という。)に係るものを送配電関連固定費として、連系統使用の変更に係る賦課金(自らが行う電気の供給に係る当該賦課金に相当する額を含む。)に係る収益(以下「変更賦課金収益」という。)に係るものを送配電関連可変費として、それぞれ整理しなければならない。

2 一般電気事業者は、次の表の上欄に掲げる送配電関連費の額を、同表の中欄に掲げる割合により、三需要種別それぞれに係るものに配分し、同表の下欄に掲げる区分に整理しなければならない。



関連可変費の該送配電関連可変費の合計額に占める割合

第二十条 一般電気事業者は、第六条第一項の規定により算定された追加事業報酬の額に、第九条第三項の規定により総離島供給費及び総アンシラリーサービス費に整理された電気事業報酬の額、同条第四項の規定により送送電費に整理された電気事業報酬の額、同条第一項第二号又は第二項の規定により受電用変電サービス費及び配電用変電サービス費に整理された電気事業報酬の額、同条第四号又は第二項の規定により低圧配電費及び高圧配電費に整理された電気事業報酬の額並びに同条第一項第五号又は第二項の規定により給電費に整理された電気事業報酬の額の合計額の第五条第一項の規定により算定された電気事業報酬の額に占める割合を乗じて得た額を、送配電関連可変費として整理しなければならぬ。

2 一般電気事業者は、送配電関連固定費及び送配電関連可変費として、前項の規定により送配電関連可変費に整理された追加事業報酬の額を、第十一条第一項又は第三項の規定により整理された総離島供給費、総アンシラリーサービス費、送電費、受電用変電サービス費、配電用変電サービス費、低圧配電費、高圧配電費及び給電費、この電気事業報酬の額の送配電関連固定費の合計額又は送配電関連可変費の合計額のこれらの合計額の合計額に占める割合により配分することにより整理しなければならぬ。

3 一般電気事業者は、次の表の上欄に掲げる送配電関連費の額を、同表の中欄に掲げる割合により、三需要種別それぞれに係るものに配分し、同表の下欄に掲げる区分に整理しなければならぬ。

一	前項の規第十三条の規定により整理された追加事業報酬の額に、第九条第三項の規定により総離島供給費及び総アンシラリーサービス費に整理された電気事業報酬の額、同条第四項の規定により送送電費に整理された電気事業報酬の額、同条第一項第二号又は第二項の規定により受電用変電サービス費及び配電用変電サービス費に整理された電気事業報酬の額、同条第四号又は第二項の規定により低圧配電費及び高圧配電費に整理された電気事業報酬の額並びに同条第一項第五号又は第二項の規定により給電費に整理された電気事業報酬の額の合計額の第五条第一項の規定により算定された電気事業報酬の額に占める割合
二	前項の規第十三条の規定により整理された追加事業報酬の額に、第九条第三項の規定により総離島供給費及び総アンシラリーサービス費に整理された電気事業報酬の額、同条第四項の規定により送送電費に整理された電気事業報酬の額、同条第一項第二号又は第二項の規定により受電用変電サービス費及び配電用変電サービス費に整理された電気事業報酬の額、同条第四号又は第二項の規定により低圧配電費及び高圧配電費に整理された電気事業報酬の額並びに同条第一項第五号又は第二項の規定により給電費に整理された電気事業報酬の額の合計額の第五条第一項の規定により算定された電気事業報酬の額に占める割合
三	前項の規第十三条の規定により整理された追加事業報酬の額に、第九条第三項の規定により総離島供給費及び総アンシラリーサービス費に整理された電気事業報酬の額、同条第四項の規定により送送電費に整理された電気事業報酬の額、同条第一項第二号又は第二項の規定により受電用変電サービス費及び配電用変電サービス費に整理された電気事業報酬の額、同条第四号又は第二項の規定により低圧配電費及び高圧配電費に整理された電気事業報酬の額並びに同条第一項第五号又は第二項の規定により給電費に整理された電気事業報酬の額の合計額の第五条第一項の規定により算定された電気事業報酬の額に占める割合

4 一般電気事業者は、第六条第一項の規定により算定された追加事業報酬の額に、第九条第一項第三号及び第五号又は第二項の規定により需

要家費に整理された電気事業報酬の額の第五条第一項の規定により算定された電気事業報酬の額に占める割合を乗じて得た額を、需要家費として整理しなければならぬ。

5 一般電気事業者は、前項の規定により整理された需要家費の額を、第十二条第六項第一号の規定により算定された割合により、三需要種別それぞれに係るものに配分し、追加需要家費として整理しなければならぬ。

6 一般電気事業者は、第六条第一項の規定により算定された追加事業報酬の額に、第九条第一項第五号又は第二項の規定により一般販売費に整理された電気事業報酬の額の第五条第一項の規定により算定された電気事業報酬の額に占める割合を乗じて得た額を、送配電関連可変費として整理しなければならぬ。

一	前項の規第十三条の規定により整理された追加事業報酬の額に、第九条第三項の規定により総離島供給費及び総アンシラリーサービス費に整理された電気事業報酬の額、同条第四項の規定により送送電費に整理された電気事業報酬の額、同条第一項第二号又は第二項の規定により受電用変電サービス費及び配電用変電サービス費に整理された電気事業報酬の額、同条第四号又は第二項の規定により低圧配電費及び高圧配電費に整理された電気事業報酬の額並びに同条第一項第五号又は第二項の規定により給電費に整理された電気事業報酬の額の合計額の第五条第一項の規定により算定された電気事業報酬の額に占める割合
二	前項の規第十三条の規定により整理された追加事業報酬の額に、第九条第三項の規定により総離島供給費及び総アンシラリーサービス費に整理された電気事業報酬の額、同条第四項の規定により送送電費に整理された電気事業報酬の額、同条第一項第二号又は第二項の規定により受電用変電サービス費及び配電用変電サービス費に整理された電気事業報酬の額、同条第四号又は第二項の規定により低圧配電費及び高圧配電費に整理された電気事業報酬の額並びに同条第一項第五号又は第二項の規定により給電費に整理された電気事業報酬の額の合計額の第五条第一項の規定により算定された電気事業報酬の額に占める割合
三	前項の規第十三条の規定により整理された追加事業報酬の額に、第九条第三項の規定により総離島供給費及び総アンシラリーサービス費に整理された電気事業報酬の額、同条第四項の規定により送送電費に整理された電気事業報酬の額、同条第一項第二号又は第二項の規定により受電用変電サービス費及び配電用変電サービス費に整理された電気事業報酬の額、同条第四号又は第二項の規定により低圧配電費及び高圧配電費に整理された電気事業報酬の額並びに同条第一項第五号又は第二項の規定により給電費に整理された電気事業報酬の額の合計額の第五条第一項の規定により算定された電気事業報酬の額に占める割合

21 一般電気事業者は、期間原価等項目のうち、第七条の規定により遅取加算料金、電気事業雑収益（接続検討料収益及び変更賦課金収益を除く。）及び預金利息（次条第一項にお

いて「追加項目」という。）として算定された額を、それぞれ、次の各号に掲げる割合により、当該各号に定める区分に配分することにより整理しなければならぬ。

一 第十三条から第十八条までの規定により整理された送配電関連固定費の合計額の第八号に規定する基礎原価等項目の額と期間原価等項目のうちの地帯間購入電源費、地帯間購入送電費、他社購入電源費（再エネ特措法交付金相当額を除く。）、他社購入送電費、地帯間販売電源料、地帯間販売送電料及び他社販売電源料（過去の使用済燃料に係る収益に限る。）（以下「購入販売項目」という。）並びに期間原価等項目のうちの電源開発促進税、使用済燃料再処理等既発電費、託送収益、事業者間精算収益、電灯料（離島供給に係るもの）に限り、基準託送供給料に相当する額を除く。）及び振替損失調整額として第四条又は第七条の規定により算定された額の合計額に占める割合

二 第十三条から第十八条までの規定により整理された送配電関連可変費の合計額の第八号に規定する基礎原価等項目の額と期間原価等項目のうちの購入販売項目、電源開発促進税、使用済燃料再処理等既発電費、託送収益、事業者間精算収益、電灯料（離島供給に係るもの）に限り、基準託送供給料に相当する額を除く。）及び振替損失調整額として第四条又は第七条の規定により算定された額の合計額に占める割合

三 第十三条から第十八条までの規定により整理された需要家費の合計額の第八号に規定する基礎原価等項目の額と期間原価等項目のうちの購入販売項目、電源開発促進税、使用済燃料再処理等既発電費、託送収益、事業者間精算収益、電灯料（離島供給に係るもの）に限り、基準託送供給料に相当する額を除く。）及び振替損失調整額として第四条又は第七条の規定により算定された額の合計額に占める割合

2 一般電気事業者は、次の表の上欄に掲げる送配電関連費の額を、同表の中欄に掲げる割合に

より、三需要種別それぞれに係るものに配分し、同表の下欄に掲げる区分に整理しなければならぬ。

一 前項第十三条から第十八条まで追加事業報酬の額に、第九条第三項の規定により総離島供給費及び総アンシラリーサービス費に整理された電気事業報酬の額、同条第四項の規定により送送電費に整理された電気事業報酬の額、同条第一項第二号又は第二項の規定により受電用変電サービス費及び配電用変電サービス費に整理された電気事業報酬の額、同条第四号又は第二項の規定により低圧配電費及び高圧配電費に整理された電気事業報酬の額並びに同条第一項第五号又は第二項の規定により給電費に整理された電気事業報酬の額の合計額の第五条第一項の規定により算定された電気事業報酬の額に占める割合

二 前項第十三条から第十八条まで追加事業報酬の額に、第九条第三項の規定により総離島供給費及び総アンシラリーサービス費に整理された電気事業報酬の額、同条第四項の規定により送送電費に整理された電気事業報酬の額、同条第一項第二号又は第二項の規定により受電用変電サービス費及び配電用変電サービス費に整理された電気事業報酬の額、同条第四号又は第二項の規定により低圧配電費及び高圧配電費に整理された電気事業報酬の額並びに同条第一項第五号又は第二項の規定により給電費に整理された電気事業報酬の額の合計額の第五条第一項の規定により算定された電気事業報酬の額に占める割合

三 前項第十三条から第十八条まで追加事業報酬の額に、第九条第三項の規定により総離島供給費及び総アンシラリーサービス費に整理された電気事業報酬の額、同条第四項の規定により送送電費に整理された電気事業報酬の額、同条第一項第二号又は第二項の規定により受電用変電サービス費及び配電用変電サービス費に整理された電気事業報酬の額、同条第四号又は第二項の規定により低圧配電費及び高圧配電費に整理された電気事業報酬の額並びに同条第一項第五号又は第二項の規定により給電費に整理された電気事業報酬の額の合計額の第五条第一項の規定により算定された電気事業報酬の額に占める割合

22 一般電気事業者は、期間原価等項目のうち、第四条の規定により事業税及び電力費振替勘定（貸方）として算定された額を、それぞれ、次の各号に掲げる割合により、当該各号に定める区分に配分することにより整理しなければならぬ。

二 第十三条から前条までの規定により整理された送配電関連可変費の合計額の第八条に規定する基礎原価等項目の額と期間原価等項目のうちの購入販売項目、電源開発促進税、使用済燃料再処理等既発電費、託送収益、事業者間精算収益、電灯料（離島供給に係るものに限る）、電灯料（離島供給に係るものに限る）、基準託送供給料金に相当する額を除く。）を、振替損失調整額、接続検討料収益、変更賦課金収益及び追加項目として第四条又は第七条の規定により算定された額並びに第六条の規定により算定された追加事業報酬の額の合計額に占める割合 送配電関連可変費

三 第十三条から前条までの規定により整理された需要家費の合計額の第八条に規定する基礎原価等項目の額と期間原価等項目のうちの購入販売項目、電源開発促進税、使用済燃料再処理等既発電費、託送収益、事業者間精算収益、電灯料（離島供給に係るものに限る）、基準託送供給料金に相当する額を除く。）を、電灯料（離島供給に係るものに限る）、電灯料（離島供給に係るものに限る）、基準託送供給料金に相当する額を除く。）を、電灯料（離島供給に係るものに限る）、振替損失調整額、接続検討料収益、変更賦課金収益及び追加項目として第四条又は第七条の規定により算定された額並びに第六条の規定により算定された追加事業報酬の額の合計額に占める割合 需要家費

2 一般電気事業者は、次の表の上欄に掲げる送配電関連費の額を、同表の中欄に掲げる割合により、三需要種別それぞれに係るものに配分し、同表の下欄に掲げる区分に整理しなければならない。

一 前項第一号第十三条から前条までの規定により整理された送配電関連固定費	送配電関連固定費	送配電関連固定費
二 前項第二号第十三条から前条までの規定により整理された送配電関連可変費	送配電関連可変費	送配電関連可変費
三 前項第三号第十三条から前条までの規定により整理された三需要種別ごとの需要家費の当該家費	三需要種別ごとの需要家費	三需要種別ごとの需要家費

理された需要家費の合計額に占める割合

第二十三条 一般電気事業者は、送配電関連費のうち、総追加固定費、総追加可変費及び総追加需要家費として、第十四条から前条までの規定により整理された追加固定費、追加可変費及び追加需要家費の合計額を、三需要種別ごとに整理しなければならない。

第二十四条 一般電気事業者は、送配電関連費について、総固定費、総可変費及び総需要家費として、第十三条第二項の規定により整理された固有固定費、固有可変費及び固有需要家費に、前条の規定により整理された総追加固定費、総追加可変費及び総追加需要家費をそれぞれ加えて得た額を整理し、様式第七により、送配電関連費三需要種別計算表を作成しなければならない。（基準託送供給料金の設定等）

第二十五条 基準託送供給料金は、前条の規定により、三需要種別ごとの送配電関連費として整理された総固定費、総可変費及び総需要家費の合計額（以下「送配電関連需要種別原価等」という。）と原価算定期間における三需要種別ごとの料金収入が一致するように設定しなければならない。

2 一般電気事業者は、送配電関連需要種別原価等を基に、送配電関連設備の利用形態により同一の条件となるよう設定した基準により、次の各号に掲げる料金を設定しなければならない。

一 一般電気事業者の供給区域内の三需要種別ごとに定する電気の供給に係る料金

二 一般電気事業者の供給区域内の三需要種別ごとに定する電気の供給であつて、当該供給区域内の電気の潮流状況を改善するものである場合の前号に掲げる料金からの割引額

3 一般電気事業者は、あらかじめ、前項の基準を経済産業大臣に届け出なければならない。当該基準の届出があつた場合には、経済産業大臣は、これを公表しなければならない。

4 一般電気事業者は、第二項第一号に掲げる料金を設定する場合には、販売電力量にかかわらず支払を受けるべき料金及び販売電力量に応じて支払を受けるべき料金を組み合わせることにより、当該料金を設定しなければならない。ただし、販売電力量が極めて少ないと見込まれる需要に応ずる電気の供給に係る料金を設定する場合は、この限りでない。

5 一般電気事業者は、新電気事業法第二条第一項第五号に掲げる接続供給に係る第二項第一号に掲げる料金を設定する場合には、前項本文の規定により設定した料金（以下この項において「二部料金」という。）のほか、別表第三に規定する式を基に、販売電力量に応じてのみ支払を受けるべき料金（別表第三において「完全従量料金」という。）を、非電気事業用電気工作物を維持し、及び運用する者が二部料金に代えて選択し得るものとして、併せて設定しなければならない。

6 一般電気事業者は、その供給区域の送配電関連設備の利用状況等を踏まえ、当該設備の効率的な使用その他の効率的な事業運営が見込まれる場合においては、第二項第一号に掲げる料金と異なる料金を、小売供給を行う事業者が営む者又は非電気事業用電気工作物を維持し、及び運用する者が第二項第一号に掲げる料金に代えて選択し得るものとして、設定することができる。

7 一般電気事業者は、原価算定期間における三需要種別ごとの料金収入を、第二項及び前項の規定により設定する料金並びに供給計画等に基づく契約電力、販売電力量等の予測値により算定しなければならない。

8 一般電気事業者は、送配電関連需要種別原価等と前項の規定により算定した原価算定期間における三需要種別ごとの料金収入を整理し、様式第八により、送配電関連需要種別原価等と料金収入の比較表を作成しなければならない。

第四章 インバランス料金の設定

第二十六条 インバランス料金は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる値を乗じて得た額に第三号に掲げる額を加えて得た額（当該額が零を下回る場合にあつては、零）として設定しなければならない。

一 一般社団法人日本卸電力取引所（以下この条において「卸電力取引所」という。）が開設する次のイ及びロに掲げる卸電力取引市場における同一の時間帯の売買取引における価格を、当該イ及びロに掲げる卸電力取引市場における当該時間帯の売買取引の数量により加重平均した額として卸電力取引所が公表する額

イ 卸電力取引所の業務規程に規定するスポット取引を行うための卸電力取引市場（ロ及び次号において「スポット市場」という。）

ロ スポット市場における売買取引に係る電力の受渡しが行われる時間帯と同一の時間帯に電力の受渡しが行われる売買取引を行うための卸電力取引市場であつて、当該スポット市場において当該時間帯に電力の受渡しが行われる売買取引が行われた後に売買取引を行うためのもの

二 次のイに掲げる価格（当該価格が次のロに掲げる価格を上回る場合にあつては当該ロに掲げる価格とし、当該イに掲げる価格が次のハに掲げる価格を下回る場合にあつては当該ハに掲げる価格とする。）をスポット市場における売買取引の価格として得た値として卸電力取引所が公表する値

イ スポット市場において行われた三十分を単位とする電力の買入れに係る入札数量に同一の時間帯における全ての一般送配電事業者の第一条第二項第二号イからハまでに規定する電気の供給の量を合計した量を加えた数量の電力の買入れに係る入札（以下この号において「買入入札」という。）及びロに掲げる電力の買入れに係る入札数量に同一の時間帯における全ての一般送配電事業者の同項第二号イからハまでに規定する電気の買取りの量を合計した量を加えた数量の電力の売渡しに係る入札（以下この号において「売入入札」という。）が当該スポット市場において行われたものと仮定した場合における当該スポット市場における売買取引の価格

ロ スポット市場において買入入札の価格が高いものから順に買入れが行われたものと仮定した場合における当該買入入札に係る数量の百分の二十が買入れられることとなる価格とスポット市場において売入入札の価格が高いものから順に売渡しが行われたものと仮定した場合における当該売入入札に係る数量の百分の二十が売入れられることとなる価格を平均した価格

ハ スポット市場において買入入札の価格が低いものから順に買入れが行われたものと仮定した場合における当該買入入札に係る数量の百分の二十が買入れられることとなる価格とスポット市場において売入入札の価格が低いものから順に売渡しが行われたものと仮定した場合における当該売入入札の価格が低いものから順に売渡しが行われたものと仮定した場合における当該売入

札に係る数量の百分の二十が売り渡されることとなる価格を平均した価格  
 三 次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除して得た額  
 イ 次に掲げるいづれかの額

(1) 最近の自らが行う電気供給に係る水力発電費及び火力発電費(離島供給及び電気の周波数の値の維持等であつて離島以外の供給区域に係るものに要した費用を除く。)であつて販売電力量によつて変動するものの合計額及び最近の自らが行う電気の供給に係る他社購入電源費(再エネ特措法交付金相当額を除く。)(水力発電設備及び火力発電設備の発電に係る電気に係るものに限り、離島供給及び電気の周波数の値の維持等であつて離島以外の供給区域に係るもの)によつて販売電力量によつて変動するものの合計額を、最近の自らが行う電気の供給に係る水力発電設備及び火力発電設備の発電に係る電気(離島供給及び電気の周波数の値の維持等であつて離島以外の供給区域に係るもの)に供する電気の量及び最近の自らの電気を供給する事業の用に供するために一般電事業者が他の者から受電した水力発電設備及び火力発電設備の発電に係る電気(離島供給及び電気の周波数の値の維持等であつて離島以外の供給区域に係るもの)の用に供する電気の量とを合算して得た額を除く。

(2) 第一条第二項第二号イからハまでに規定する電気の供給に要した費用(当該電気の供給に係る電気の量によつて変動するものに限り)の合計額を当該電気の供給に係る電気の量を合算した量で除して得た額

ロ 全ての一般電事業者のイに掲げる額を平均した額として経済産業大臣が告示する額

第二十七条 離島におけるインバランス料金(電気の供給に係るものに限り)は、前条の規定にかかわらず、第九条第三項の規定により総離島供給費が整理された額から電気の周波数の値の維持等であつて離島に係るものに係る費用に

相当する額を控除して得た額を離島における販売電力量で除して得た額として設定しなければならぬ。

2 離島におけるインバランス料金(電気の買取りに係るものに限り)は、前条の規定にかかわらず、電灯料(離島供給に係るものに限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。)及び電力料(離島供給に係るものに限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。)の合計額を離島における販売電力量で除して得た額として設定しなければならぬ。

第二十八条 特定供給者の求めに応じて、一般送配電事業者が当該特定供給者が維持し、及び運用する認定発電設備の発電に係る電気の量の見込みを設定している場合におけるインバランス料金(第一条第二項第二号ハに掲げるものに限る。)は、前二条の規定にかかわらず、電事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則(平成二十四年経済産業省令第四十六号)第十六条第一項に規定する回避可能費用単価に消費税及び地方消費税に相当する額を加えて得た額として設定しなければならぬ。

第五章 離島供給に係る燃料費調整制度

第二十九条 その供給区域内に離島がある一般送配電事業者は、第二十五条第二項又は第六項の規定により設定した契約種別ごとの料金について、各月において、当該月の開始の日に、次項の規定により算定される離島基準平均燃料価格と第三項の規定により算定される離島実績平均燃料価格との差額(同項の規定により算定される離島実績平均燃料価格が、次項の規定により算定される離島基準平均燃料価格に一・五を乗じて得た額を超える場合にあつては、同項の規定により算定される離島基準平均燃料価格に〇・五を乗じて得た額)を第四項の規定により算定される離島基準調整単価を千で除して得た値を乗じて得た額により、増額又は減額(以下この条において「調整」という。)を行うことができる。

2 離島基準平均燃料価格は、平成二十六年改正法附則第九条第一項の規定により定めようとする託送供給等約款の認可の申請の日において公表されている直近三月分の離島供給(離島供給に相当する供給を含む。)の用に供した石炭、石油及び液化天然ガス(輸入されたものに限る。以下この条において「燃料」という。)ご

との円建て貿易統計価格(関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第二百一条第一項第一号の規定に基づく統計により認識することができる価格をいう。次項において同じ。)の平均値に、離島供給の用に供する石油の一リットル当たりの発熱量(メガジュールで表した量をいう。以下この条において同じ。)を当該燃料の一キログラム当たりの発熱量で除して得た値(石油にあつては、一)に原価算定期間において離島供給の用に供する当該燃料の発熱量の当該原価算定期間において離島供給の用に供する燃料ごとの発熱量の総和に占める割合をそれぞれ乗じて算定した値であつて、あらかじめ、経済産業大臣に届け出たもの(次項において「換算係数」という。)をそれぞれ乗じて得た額の合計額とする。

3 離島実績平均燃料価格は、調整を行う月の五日前から三月前までの期間において離島供給(離島供給に相当する供給を含む。)の用に供した燃料ごとの円建て貿易統計価格の平均値に、換算係数をそれぞれ乗じて得た額の合計額とする。

4 離島基準調整単価は、千円を単位として調整を行うべきキロワット時当たりの単価として、原価算定期間において離島供給の用に供する燃料ごとの発熱量の総和を離島供給の用に供する石油の一リットル当たりの発熱量で除して得た値を当該原価算定期間における販売電力量で除して得た値を基に契約種別ごとに定めた単価であつて、あらかじめ、経済産業大臣に届け出たものとする。

附則

第一条 この省令は、公布の日から施行する。(施行期日)

第二条 (経過措置) 一般電事業者は、平成二十七年八月三十一日までに、第二十六条第三号イ(一)に掲げる額を経済産業大臣に届け出なければならない。

第三条 一般電事業者(平成二十四年七月二十五日から平成二十六年改正法附則第九条第一項の政令で定める日までの間に旧電業法第九十九条第一項の認可を受けた一般電事業者に限る。)に対するこの省令の規定の適用については、第三条第一項中「将来の」とあるのは「一般電事業者の実情に応じた」と、第十二条第一項第五号中「一般電事業者がその一般送配

電事業等を行うために」とあるのは「一般電事業者が自ら」と、第二十九条第二項中「平成二十六年改正法附則第九条第一項の規定により定めようとする託送供給等約款の認可の申請の日において公表されている直近三月分の一」とあるのは「一般電事業者の実情に応じた過去三月間に公表された」と読み替えることができる。	電事業等を行うために」とあるのは「一般電事業者が自ら」と、第二十九条第二項中「平成二十六年改正法附則第九条第一項の規定により定めようとする託送供給等約款の認可の申請の日において公表されている直近三月分の一」とあるのは「一般電事業者の実情に応じた過去三月間に公表された」と読み替えることができる。
様式第1 (第4条から第7条まで関係)	様式第1 (第4条、第5条及び第7条関係)
様式第2 (第4条から第7条まで関係)	様式第2 (第4条から第7条まで関係)
様式第3 (第8条関係)	様式第3 (第8条関係)
様式第4 (第10条関係)	様式第4 (第10条関係)
様式第5 (第11条関係)	様式第5 (第11条関係)
様式第6 (第12条関係)	様式第6 (第12条関係)
様式第7 (第24条関係)	様式第7 (第24条関係)
様式第8 (第25条関係)	様式第8 (第25条関係)
別表第1 (第4条、第5条及び第7条関係)	別表第1 (第4条、第5条及び第7条関係)
期間原価等項目分類表	期間原価等項目分類表
役員給役員給与	役員給役員給与
給料手基準賃金	給料手基準賃金
諸給与金	諸給与金
控除口(貸方)	控除口(貸方)
附帯事業振替額	附帯事業振替額
給料手当	給料手当
当振替(貸方)	当振替(貸方)









研究費	養成費	普及開 係費	
直課   たれさ	直課   たれさ	各部	比料險保害
同上	同上	受電	比数所箇の電変用
直課   たれさ	直課   たれさ		比数

	雑税	固定資 産税	諸費
	直課   たれさ	業務門	比積面床物建用務業門
比額出支税雑門部各たれさ	直課   たれさ	受電	比数員人門部各たれさ   比費究研
設建の電変用電配び及電変用	受電   たれさ	業務	同上   比積面床物建用
比数員人たれさ	直課   たれさ		同上   比数員人

連担設分 費関方	共有設 備費	共有設 備費	固定資 産除却費	減価償 却費
直課   たれさ			同上	各部
受電	同上	受電	同上	受電
直課   たれさ			同上	業務

株式交 付費	開発費	開発費	附帯事 業費	振替 額
各部	同上	各部		各部
受電	同上	同上	受電	受電
直課   たれさ	同上	研究	同上	比数員人た

電気事業報酬	法人等	社債発行費	社債発行費	社債発行費	株式交付費	
		同上	同上	同上	同上	
内容	各部門					
比費設建別備設門部各にとご	比価原門	同上	同上	同上	同上	電の設建費比
	受電					
同上	比費設建の電変用電配び及電変用電					
同上	同上	同上	同上	同上	同上	

別表第3 (第25条関係)  
 完全従量料金Ⅱ第25条第4項本文の規定により設定した販売電力量にかかわらず支払を受けらるべき料金Ⅰ61+第25条第4項本文の規定により設定した販売電力量に応じて支払を受けらるべき料金